

別記様式第17号(第22条関係)

## 許 可 証

住 所 旭川市新星町1丁目1番9号  
氏 名 旭東清掃 株式会社  
代表取締役 成 田 義 勝

平成30年10月11日申請の一般廃棄物処理業(じん芥)は、美瑛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和50年美瑛町条例第21号)第12条の規定により許可証を交付する。ただし、次の事項を承知されたい。

平成30年10月11日

美瑛町長 浜 田



- 1 許可の有効期限 平成32年10月31日
- 2 許可の区域 運搬 大雪清掃組合施設の搬入に限る
- 3 許可番号 第300304号
- 5 許可条件
- 1) 許可書は他人に譲渡又は貸与してはならないこと。
  - 2) 許可申請書の記載事項等に変更があった場合は、その変更の日から10日以内に届け出ること。
  - 3) 許可書の有効期限の満了、事業の廃止、又は許可を取り消された時は、その日から10日以内に許可書を返却すること。
  - 4) 廃棄物の収集及び運搬にあつては、廃棄物が飛散及び流出しないようにすること。